

| | |
|------------------|---|
| Title | ピエール・オーグスト・モージェール小伝(上) |
| Sub Title | A bibliographical sketch of Pierre-Auguste-Mauger (I) |
| Author | 鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1964 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.37, No.2 (1964. 8) ,p.51(167)- 65(181) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0051 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ピエール・オーグスト・モージェール小伝（上）

鈴木泰平

序論

ピエール・オーグスト・モージェール Pierre-Auguste-Mauger に就いては殆んど知られていない。ピエール・カロンに拠れば、モージェールはナンシーに於ける革命の展開途上、特異な役割を果した革命政府派遣の地方委員であつたと云う。更にモージェールの革命政府内務長官宛文書の解説に従えば、モージェールはマンシュ県ヴァローヌの生れで、一七九三年には二十七才になつており、若干の明らかではない職業を経た後、メツスとロンヴィの軍需補給補佐官に就任後職務に不実の廉で免職されているのである。カロンも云つてゐる如く、この間の事情も充分に判明している訳ではない。唯、確かなことは、モージェールがフランス東部に滯在し、モーゼル県の選争人名簿にその名が記載されていることである。モージェールが革命の日程に上つたのは、内務長官ガラーの委嘱によつて、ミュルト・モーゼル両県の革命運動の查察に赴いた時であるが、その主要な管轄地域はナンシー市であつた。ナンシー駐留後、彼は国民公会の命令でミュルト県鉱山行政官及びディユウズ岩塩監督官に任命され、発令後間もなくナンシー馬匹徵集担当地方委員バルタザール・フォール Barthazard Faure により職権濫用の口実で九十三年一月に投獄され、十一月二十五日に亡くなつてゐる。

モージェールに関するモノグラフは、ショルジュ・シャルダンのものしたのが唯一のもので、有名なワロン Wallon の地方派遣委員文書集にも若干の記事を見るに過ぎない。カロンの公表した文書四通は、勿論シャルダンの知る所では

ピエール・オーグスト・モージェール小伝（上）

（一六七）

五一

ないので、現在の所革命議会史料集⁽⁵⁾及び公安委員会史料集成と共にモージェール研究の唯一のものであるが、これらの中のモージェール関係史料は、モージェールを超えて、フランス革命に内在する反革命の究明に若干の寄与を果し得るようと思われる。

(一)

モージェールが革命政府の命令に応えて公式にその任地の政情判断を記したのは、前記のカロンの発見にかゝわる文書であるが、これによつて、モージェールに課された使命のみならず、革命政治上の若干の問題点を指適することもあるがち困難ではない。

モージェールによる恐らく最初の政情報告は、九三年八月九日付ナンシー発のものであろう。それによれば、「ナンシイに於いて命じられた使命の遂行に遅滞なく従つてゐる。同市の行政官は全般的に革命政治に非協力的である。

反対に革命クラブは、人権、財産の尊重、五月三十日革命への帰依を旨としている。元市長デュクノアの仮面をつけたパトリオティズムは当地の革命に測り知れない損害を与えた。彼は郵政監督の地位を最大限に利用したのである。当地で徵集可能な軍要員は一千名である。今後も速かに必要な報告を行うつもりである」と記されている。

この報告中、彼が特に問題にしてゐるのは、市庁が革命政治に協力的ではなく、五月三十日革命の精神は革命クラブのみに横溢していることで、他は行政実務の報告に止まつてゐるのである。

モージェールの二回目の報告は、十月十一日付ナンシー発のもので、大要は次の如きものである。「ナンシー市民は友好的で信頼の気持をもつて私の仕事を受け容れてくれてゐる。市民の若干の者は、事態の所在を指適し、革命原則の侵透に

は極めて協力的である。そのためにアリストクラシーは身動き出来ない状態で、革命派は最早圧迫されることはない。裏切者の肅正のためには思い切つた処置がとられている。貴族とモダレ温和派の策動にもかゝわらず、事態は漸次好転している。」

この報告に関して出てくる問題は、前の報告の場合に比較してより具体的に革命政治の遂行に關聯してアリストクラットと温和派の反対が強く意識されていることであろう。

三通目の報告は、十月二十七日ナンシー発のもので、四通の中最も長く又詳細な問題のスケッチに満ちているのである。それによれば共和的精神の普及に全力を挙げているが、この仕事は、極めて困難である。何故ならば、他の地域と同様に当地には旧い習慣とアリエール・パンセが多分に残つており、現実の政治にタッチしている者の中には多くの旧いコルポラジオンに属している場合が多い。こゝから市民と市庁が不一致の場合、革命反対の気運が出易くなるのである。私の主要な仕事は、数多い障害を擧げることではなく、結果を報告することで、これには、革命クラブの協力を必要とする。従つてナンシーの実情に暗い私には、選ばれたサンキュロットの協力が必要であり、その選出には多くの慎重さを必要とする。嫌疑者の逮捕には、証拠の裏付がなければならないが、此の間に彼等は逮捕を免れる工作に出でるのである。嫌疑者の判定は應々パトリオットにまで間違つて及んでいるが、外国人の逮捕令は厳格に適用されるべきである。パトリオットをその反対派から救うためには要するに義捐金による生活保障が唯一の対策であるが、共和国の手段は常に適切さを欠いている。生活必需品最高価格令の実施は困難ではあるが、市庁が誠実に行う限り、目的は達成し得る筈である。私は危機は短期間であることを最高価格令が民衆的利益を考慮していることを説いているが、他方、本法実施に必要な地方の実情に適した方法を模索している。馬匹徵集担当地方委員フォールは、メップスまで赴いて協力し、又モーゼル軍團付委員エルマン Ehrmann、リシヨオ Richard、スープラニイ Soubiran と結んで軍需担当補佐

官ルモニュ Lemonier と元市長デュクノアの告発を準備している。提出された多くの陳情書と意見書は、アンシアン・レジームの人々と新しい精神に染つた人々との相異を示しているが、要するに前者を倒して眞の革命精神が優れていることを示すのが問題なのである。必要な改革すべきことは余りにも多いが、事態が好転していることは確かである」とされているのである。

此の報告で注目すべきは、革命反対分子の肅正が、困難ではあるが漸次強力に遂行されている氣運が見えていることゝそれに関聯して外人の陰謀が問題にされている点であろう。更に生活必需品最高価格令の厳格な実施が求められているのは見逃せない所である。指適すべき第三の点は、後に敵対関係に立つフォールと三人のモーゼル軍団付委員との間に何等意見の不一致が見当らないことである。

十月二十八日付報告⁽¹⁰⁾は、次いで、トゥール地区の住民の三分の二に当るものがアリストクラシーに毒されており、反対派の逮捕数が増加するのみならず、県行政の施行方法が再検討されるべき氣運が生じていことを述べ、最後にディュウズ地区岩塩監督官に捕されたにもかゝわらず、必要な指令と情報が下されていない旨を記しているのである。

本報告には格別、特記すべき内容はない。強いて挙げれば、住民の間に県行政のあり方に批判が生れてきたことゝ、市庁とモーゼル軍団付委員がモーヴェールの動きに好意的態度に終始していることであるが、本報告の末尾に全く危機的状況にあつたライン軍団について極めて楽観的判断が加えられているのは、カロンの指適を待つまでをなく、不可解と云う他はないのである。

以上四通の、モージェール報告を通じて窺えることは、第一に、ナンシー地区の革命化が従前思うように進まず、そのためモージェールにナンシーの革命化の仕事が委託されたと云う彼の使命と任務が明確にされていることである

う。次ぎに彼の政務報告を通じてナンシー市には革命反対——反革命——の動きが強く、しかもそれには、特に五月三十日革命の経験によるのか、温和派の動きが問題になつて居り、更に反革命と関聯して外人の動きが意識されていることである。次いで指適すべきことは、反革命対策と関聯して、最高価格令の実施が、他の地区と同様必要であると共に困難さを加えていることである。この点に関しては、ルフェーヴル教授のオルレアン研究⁽¹⁾の方法を借りれば、ナンシー地区の社会構成の複雑性と異質性を抽出するのは困難ではない。何れにせよこゝでは、最高価格令がとり上げられている事実のみを指適したい。

最後に明確になつてゐる事実は、技術的な政務報告はさておき、地方派遣委員としてのモージェールの立場が革命クラブ⁽²⁾と完全に一致し、市庁との関係が円滑さを欠いてことゝ、少くとも報告が行なわれてゐる期間に限り、他の地方派遣委員との間に協調性があることが窺えることとである。

要するに、モージェール報告に徴して、汲みとり得るモージェール自身の立場は、革命政府の立場と完全に一致していることであり、最大の課題が反革命との対決にあることは極めて明瞭である。

ところで、モージェールの動きに関して、革命議会と他の委員の判断は、如何なるものであつたであろうか。この判断は、云わばモージェール報告の客觀性をテストし得るものだけに特に革命議会の議事録とフォール報告の検討が必要となつてくるのである。

(二)

バルタザール・フォールが正式に騎兵部隊編成のため、軍團付政務委員と同様の権限を与えられて馬匹徵集と地方政府

査察の任務に補せられたのは九三年十一月四日の国民公会の命令によるのであるが、モージェールの十月二十七日付の報告の中にフォールの名が出てくるのを見ると、事実上の活動は既に十月半ばに始つていたと見ても誤りではない。これはオーラールの別註(14)にもある如く、フォールは既にモーゼル、ミュルト、ヴォージュ、オート・マルヌ県付地方委員として勤務していることから見ても当然のことと言えよう。

新任務に関する恐らく、フォールの最初の報告は、十一月三日付ナンシー発の公安委員会宛のものであるが、これによると馬匹の徵集は六百七十九頭に達したが、必要な武器軍需品の調達は充分ではないと記したのに止まっており、モージェールその他に関しては沈黙を守つてているのである。同様の事情は、二回目の報告にも窺われ、馬匹徵集と軍需品の供給不足以外は何等触れられていない。(16)

三通目の報告は、十一月廿七日付のものであるが、これによると「従前に送つた報告の一の中で臨時行政委員会委員(17)マラー・モージェール Marat-Mauger と称する者が、ナンシーで多大の功蹟をあげたことを述べたことがあります。私は、現に、事実上、彼が革命精神の高揚に資したこと信じて疑わないのですが、彼の動きには多少の非難すべき余地があるように思われます。県行政官は、モージェールを臨時にシャトオ・サラン Château-Salins 地区の岩塙担当行政官に任命しましたが、私はこの任命を承認致しました。所が、彼がナンシーを離れると、多くの非難が彼に向けられるに至つたのです。私は余儀なく彼の行動を調査しました。しかし、非難さるべき事実が立証されたにしても、私は彼の立場に立つて私の義務を遂げるでありましようし、又、人民をパトリオティズムのマスクで欺いた廉で彼が有罪であることが分れば私が厳格な態度をとるものとをお信じ下さい。当地ではパリよりも早く宗教的なファンティスムが消滅しております。……」と記されて居り、控え目ではあるが、彼の行動に充分な不信の念が表明されているの

である。

十八日付の報告を見ると、「一刻の失うべき時もありません。馬匹の徵集以外の軍需品の供給は極めて不満足の状態です。⁽²⁰⁾ 十一日四日令の完全な遂行には尚強力な指導者を必要とします。事態は重大で、反革命派と義務を怠る装判官は数多くおります。事が分れば断乎たる態度をとるつもりです。当地ではパリと同じ時期に革命の祭壇がカソリックの儀式にとつて代わりました。マラー・モージェールの行動は殆んど判明しました。彼は自分に値しないマラー・モージェールと潛称していたのです。私は以前に彼をパトリオットと云いましたが、誤りですので直ちにとり消します。彼は何も知らないサン・キュロットの偶像でしたが、今や彼等の目は開けるに至りました。彼は権力の濫用の理由で起訴されたようですが、私は事実を着実に追つております。私はこの立場を離れません。何故ならば、陰謀派と山師は徹底的に処断されなければならないからであります」とあり、以前のとは異り、モージェールが仮面をつけたパトリオットであり、処分されるべきものは、モージェール自身であること、ナンシーに於ける反革命の動きが重大化している事情が観取されるのである。

十一月二十一日付の報告は、更に此の間の事情を具体的に裏付をしており、「マラーの名を冠したこのモージェールは、自分で臨時行政委員会と公安委員会の委員であると云い張りその上自称サン・キュロット、ジャコバン、共和派として、ナンシー市民の偶像になつておりました。彼の胸像は殉教者マラーのと並んで革命クラブに据えられ、彼は自らサン・キュロット委員会を結成しておりました。この委員会は市の監察委員会の仕事を勝手に引き継ぎ、修正を加え、あまつさえ、今では膨大な動産一宝石、金、銀、織物、アッシニヤーの持主になっています。かいづまんで云えば、これが県当局がディユウズ地区の岩塩監督官に任命した者の全てです。私は直ちに革命裁判所に彼を送る手だてをとりま

した」と記しているのである。更に十一月二十五日の報告²³⁾によると「彼の罪情は先例のない位重いものです。私は追つて彼の親友と称するラングドック出の元貴族、騎兵部隊員デュローゼとディユウズを逮捕します。陰謀派は私を反革命派と云っていますが、彼等山師の行動こそ反革命なのです……」とあり、モージェールの反革命派たることは、動かし得ない事実とされている。この二通の報告を通じて更に見られることは、反対派の動きを封ずるために大規模な買収工作がされようとしていることゝ、貴族が反革命の裏で策動していることが指摘されていることとであろう。

以上のフォール報告を見て一応出てくることは、モージェールが完全に革命政府とは反対の動きをしていたことゝ、反革命の一方の担い手として革命政府の地方組織の中で強力な活動をしていたことである。更につけ加えて云い得ることは、ナンシー地区が、反革命の舞台として格好の条件を具えていることである。これには理性の宗教が、同地に持ち込まれて、革命精神の侵透に政策的に利用されていることからも充分に推察出来るところであろう。

フォール報告を検討して扱て最後に云えることは、革命政府の地方組織は存外弱く、地方政府と軍隊工作は極めて困難であつたことが窺われることであるが、一体、フォール報告をこのまゝ信用出来るとすれば、モージェール報告の信頼性は如何になるものであろうか。少くとも吾々はこの両者の報告を通じて同様な問題の所在——反革命運動——を指適出来る訳であるが、結局、問題は、革命の原則の適用の仕方乃至は「反革命」と云われるものゝ内容に絞られてくるものと思われる。

モージェールの動きが、明瞭にアリストクラシーの嫌疑を受けていたのは、実はフォールの調査に先立つた報告にも現われて居り、ザールブリュッケン発の十月二十九日付モーゼル軍團付委員リショオ、エルマン、スープラニイの報告は既にナンシー革命クラブがモージェールを告発していることを伝えているのである。従つてモージェールは、早くか

ら現地で問題視されていた訳であり、又モージェールに疑惑の眼が向けられていたことは、鉱山行政官に任命されたのにかゝわらず赴任に必要な指令が与えられていない事実に徴しても明らかであり、更にライン軍団の情勢に全く反対の判断を下している点から見てもモージェールの動きにはとかくの批判が生れてくるのは想像に難くない。

斯様に見てくると、モージェール文書と、フォール文書と比較すると若干の共通性があるものであるが、それにもかゝわらず、自己弁解の香いが強く、何かの作為か或いは別の次元に問題があるようと思われる所以である。

モージェール文書に現われた事実の解釈の仕方はさて置き、こゝで考慮すべきことは、フォールの地方行政の查察を命ずるに至つた契機がナンシーの革命クラブから国民公会に陳情書が送られ、ミュルト県行政担当者の全面的な刷新を求めてることにあることである。この陳情書に基づいて、フォールに国民公会が新任務を受けたのは、主として公安委員会のバレール Barère の提案によるのであるが、ナンシー革命クラブの陳情書は、⁽²⁵⁾ 地方行政担当官が大部分自由と平等の原則に反対で自分の利益のみを追求するフェデラリズムであると極めつけた上、十四点に亘つて行政担当者が刷新されるべき事情を述べているのである。

第一点は、ナンシーのサン・キユロットの意向を無視して元司教ゲアン Géhin をナンシー市長に任命したことである。その理由として、ゲアンは、フェデラリストであり、マラー・モージェールと革命クラブを中傷した廉で肅正されたナンシー市庁の中で最も責任ある者として革命クラブから追放されたことが挙げられている。更に別個の理由としては、新市長ブリース Brisse の就任を故なく遅らせ、革命クラブの強圧に圧したかの如き態度をとつたことが述べられているのである。

第二の点は、裏切者サール、モルボウー等に立ち向つた市民ピトアを監察官の地位から不當に追放したことであり、第三点は、小麦の公定買入価格が、十四リーヴルなのを無視して二十一リーヴルでの売却を認め、貧民の購買を事実上不可能にしたことである。第四と第五の点は、ファルスブルグで共和国の敵と戦うため選ばれた革命クラブ委員の地方委員、軍隊指揮官との合流を阻止し、更にその上、中傷を加えたことである。第六点は、著名なフェデラリスト、メルヴィル宛にストラスブル市セクションから送られた告発書の署名者の名を無辱するため、その名を明らかにする要求を出したストラスブル監察委員会に反対したことである。

第七点は、アリストクラートを釈放し、フェデラリストと反革命派に重要な行政官のポストを提供したことである。第八点は、県行政評議会にサン・キユロットの声を反映させなかつたことで、第九点は、サン・シャルルと呼ばれる五十年契約の小作地の売却に妨害を加えたことである。第十点は、森林、岩塩行政官のみの利益を守り、民衆の利益を無視したことである。

第十一点は、ナンシー革命クラブ内部でロラン一味が、マラー・モージェールと他の会員に加えた中傷を暗黙の中に支持したことである。その理由としては、彼等がピットとコープブルグの代弁者として民衆を欺き、彼等がナンシーのフェデラリストから民衆を救つて眞実のデモクラートであることが挙げられているのである。

第十二点は、ナンシー市の食糧供給の要請に耳を藉さず、自ら一日分の食糧しかないと述べたにもかゝわらず、必要な適切な処置をとらなかつたことである。第十三点は、法に名を借りて必要な行政を充分に行われなかつたことである。

第十四点は、明瞭な反革命派であるエタピエ（軍隊補給員）のブーロニュを直ちに更迭せずしかもエタピエの最も必要とするナンシーに新しく任命しようとしたことである。

県行政当局の刷新を求めた十四点は、大凡前記の如き事情であるが、この陳情書は、最後に、必要とするもの——一部の行政官の更迭——を得るためには、モーゼル軍団付委員スープラニイ、エールマン、リショオの急速な諒解と判断を得られる見込みで代表团の名による陳情書を提出したが、これらの委員は、代表团の言い分には全く無関心で、文書で求めた回答書に於いても、吾々が共通の友人であるマラー・モージェールに与え得る友好的感情を非難することのみに執着していると述べて、これらの委員の態度が止むなく吾々をしてミユルト県の失政を挙げしめたとし、最後にナンシードの共和派のために山獄派フォールに強大な権限を与えてフェデラリズムに染つた全分子の刷新を求めて終つてゐるのである。

公安委員会委員ベルトラン・バレールにフォール派遣を決意させた如上の事情は、勿論、ナンシード特有の性格を持つてゐるものではない。唯留意すべきは、問題になつてゐる事態が、凡て広く革命政治に共通の課題になつてゐることである。整理して云えば、(一)反革命(二)地方行政(三)最高価格令(四)小作地解放を通ずる封建制(五)食糧補給に分類が出来るのであつて、地方行政に関しては革命政府の地方機構の複雑性と革命クラブの組織、機構の交錯と権限の相互的侵犯が注目されるのであるが、これとても特記すべきことではない。又反革命が凡てフェデラリズムと結びつけられてゐるのもナンシード固有のことでもないのであるが、ナンシードのフェデラリズム反革命は果して字義通りに性格づけられた反革命であつたであろうか。此の問題は暫く置くとして、モージェール関係に論点を置くことゝしたい。

ミユルト県行政官の刷新を迫つた理由の中、モージェールに直接触れているのは第一、第十一及び結論の部分であるが、全体の趣きは、モージェールに絶対的な信頼と同情に満ちており、モージェールに何等失敗したことも疑わしいこ

ともなかつたとしているのである。しかし、第一の点でモージェールが、委細は書かれていないが、市庁から攻撃されたことを窺はせて居り、第十一点では、革命クラブ内部で激しい論争が交わされたことが確認されているのであつて、既に或る程度、モージェールの動きに少くとも不信の念が投げつけられていたのは立証出来るようと思われる。最後の部分で注目すべきことは、モーザル軍団付委員に対し革命クラブが攻撃を加え、更にその際革命クラブがモージェールを強く擁護しようとしている動きであろう。これは、モーザル軍団付委員に、専らモージェールに間接的ではあるが、攻撃を集中していることに対応するポーズともとれるのであるが、何れにせよ、こゝから類推出来ることは軍団付委員からも攻撃される材料を握られていることゝ云わなければならぬ。

モージェールが特に問題にされ、又攻撃された事態の具体的裏付けは、文書の性質上、勿論、困難であるが、地方派委員フォールの報告を想起すれば、恐らく大体の見当はついてくるのである。この、偽装したパトリオット・モージェールは、ところで何故にナンシーで活動し得たのであらうか。課題は当然、革命史上のナンシーの特殊性に向けられてくる訳であるが、この点に関して先ず注意すべきは、ナンシー周辺の軍事的情勢である。

ライン、モーザル両軍団付委員の報告によれば、ナンシーの革命政治の展開上、無視出来ないのは、十月十三日にヴィサッソブルー⁽²⁶⁾の戦線が破れ、先きのヴァランシエンヌの後退と相俟つて東北部国境が全面的な危機に陥つたことである。全般的な革命軍の整備が完了していない当時としては、或る程度、勿論予想出来た事実ではあつたが、現実にはその影響は遙かに深刻であり、緊急の対策が早急に立てられる必要があつた⁽²⁷⁾。同時に敗戦の原因探求も平行して行われる

必要があつたのである。軍團付委員の言によれば、敗戦の主たる原因是、軍隊の主要駐留地域がモーデランティスムとフュイアンティスムと並んでアリストクラートの工作化に置かれ、革命派の活動が全く封じられていたことにあつた。⁽²⁸⁾その原因が何れにあるにせよ、ヴィサンブルール敗戦に乗じて七阡のエミグレがラインを渡り、正規軍の中、六阡に上るもののが逃降していた情況下に於いて、何より先きに必要なのは、軍律の再建と軍隊の強化並びに反革命分子の一掃であり、特に軍隊内外に於ける反革命運動には強力な対策が必要であつた。この点に關して国民公会がサン・ジュストトル・バ⁽²⁹⁾をライン軍團付委員に任命したのは誠に時宜に適つた処置と云うべきであり、事実十一月三日付の報告によつても明らかに如く、⁽³⁰⁾両軍團の詳細な情況は大体把握され、軍團の強化と配置に關しても或る程度の見透しが立てられるに至つたのである。

軍團の強化が一段落した後、サン・ジュストトル・バの仕事は、反革命派の肅正に向けられて居り、モージュールの動きにも当然、監視の目が向けられるに至つた。十月二十九日付のザールブリュッケン発の報告は、このことを裏書きする如く、「ナンシー市庁の肅正は終つた。アリストクラシーの疑いを持たれているモージュールに対するナンシー革命クラブの告発書を伝達する」と述べているのである。

この報告書から得られる一の判断は、先きにナンシーの革新クラブから国民公会宛に提出されたミュルト県行政官の刷新を求めた陳情書⁽³¹⁾にもられた内容とは異り、ナンシー革命クラブが、明瞭にモージュールを反革命派として挙げていることである。更にこのことは、モーゼル軍團付委員の間接的ではあるが、⁽³²⁾モージュールに対する攻撃をナンシー革命クラブが認めたことを立証すること、云わなければならない。従つて、告々は、当然、軍團委員とナンシー革命クラブのモージュールに関する見解が一致し、兩者にわだかまつていた微妙な対立的空氣は解消されたと推測し得る訳である。

ピエール・オーグスト・モージュール小伝（上）

（一七九）

六三

モーシュールが、以上の如き観点から反革命派の刻印を押されたのは、確かに事実であるが、一体斯様なモーシュールの巧くみに偽撰されたペトリオティズムは、如何にして可能であり、その前途ある反革命には如何なる特殊性が伏在しているのであらうか。憶面もなくライン・モーゼール軍団に関する樂觀的報告を送つてゐるモーシュールには如何なる根拠と見透しを持つてゐたのであらうか。何れにせよ、この問題の解決には、ナンシー周辺の反革命に対するモーシュールには如何必要であることは⁽¹⁾までもない。又この分析を通じて、吾々は、或いは革命當時に於ける反革命の実情分析が必要であることを⁽²⁾までもない。教授の最近現わされた「反革命」によれば、大革命に敵意を持つてゐる歴史家は、反革命運動が自發的性格を持つものとし、反対に好意を抱くものは、煽動された性格を強く持つとし、更に反革命には地域的に西部型と南東型とがあり、それぞれ地域に応じて特殊的原因を持つと述べられているのであるが、若しもそうであるとするならば、北東部地域の反革命は如何なる性格づけがされるのであらうか。何れにせよ、フランス革命に於ける反革命の持つ役割と意義が大きいだけに吾々の作業には一層の実証性が要求われてしまふのである。

註

- (1) P. Caron *Rapports des Agents du Ministre de l'Intérieur dans les départements*, Tome II, p. 257.
- (2) Raports, op. cit., p. 257.
- (3) Raports, op. cit., p. 257.
- (4) Raports, op. cit., p. 258.
- (5) Raports, op. cit., p. 258.
- (6) Archives Parlementaire, 1^e Série, Tome LXXVIII, p. 277-9.
- Aulard, Recueil des Actes du Comité de Salut Public, Tome. VIII, p. 113, p. 511, p. 546, p. 608, p. 610, Tome. IX, p. 143, Tome. X, p. 56, p. 371-2.

- (7) Rapports, op. cit., p. 260.
- (8) Rapports, op. cit., p. 261.
- (9) Rapports, op. cit., p. 262.
- (10) Rapports, op. cit., p. 266.
- (11) G. Lefebvre, Études Orléannais 『『
- (12) Isabelle Bourdin, Les Société populaires à Paris pendant la Révolution, Paris. 1937.
- (13) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 225.
- (14) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 225.
- (15) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 300-301.
- (16) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 410.
- (17) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 511-512.
- (18) Recueil の第八卷、因用川河所載の解説の通じて標記する。
- (19) ルの書物を取るる、彼のタマニニせば四十回半後
続出つた臨時行政委員會 Consil Exécutif Provi-
soire 役員會方監視員會の事例である。
- (20) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 545-6.
- (21) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 608-9.
- (22) 十一月十九日命をもつて、トマーニゼサム一ノハ一ノハ
の數々回様な革命裁判所が設置され、トマーニゼサム
(Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 609)
- (23) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 706.
- (24) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 113.
- (25) Archive Parlementaires, op. cit., tome.
LXXVIII, p. 277-9.
- (26) A. Chuquet, Wissembourg 『『
- (27) Recueil, op. cit., tome. VII, p. 348.
- (28) Recueil, op. cit., tome. VII, p. 454-6.
- (29) Recueil, op. cit., tome. VII, p. 497.
- (30) Recueil, op. cit., tome. VII, p. 613.
- (31) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 67.
- (32) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 216, p. 547.
- 恒河の此方せ十日後、Huningue と Landau との
邊境の邊境を走る、河の放擲区域 Saverne と置かれた
だ。
- (23) Recueil, op. cit., tome. VIII, p. 113.
- (24) Archives Parlementairen, op. cit., p. 277-9.
- (25) Archives Parlementaires, op. cit., p. 279.
- (26) J. Godechot, La Contre-Révolution, Paris 1961,
p. 217.
- (27) J. Godechot, op. cit., p. 216, p. 263. 『『